



下呂市乳幼児紙おむつ処理用ごみ処理券支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

下呂市長 山内 登



令和8年下呂市告示第110号

下呂市乳幼児紙おむつ処理用ごみ処理券支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

下呂市乳幼児紙おむつ処理用ごみ処理券支給事業実施要綱（令和3年下呂市告示第47号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給物品及び数量)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 支給数量は、次のとおりとする。なお、支給枚数は対象乳幼児1人につき90枚を限度とし、年1回次の各号に定める枚数を支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(支給物品及び数量)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 支給数量は、次のとおりとする。なお、支給枚数は対象乳幼児1人につき90枚を限度とし、年1回次の各号に定める枚数を支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 対象乳幼児のうち、別表1に定める施設（以下「保育施設」という。）に入所していない乳幼児であって前4号により支給されたごみ処理券を次の受給日までにすべて使用し、尚、不足が生じる者に対しては、1人につき年10枚を限度とし、追加で支給する。</u></p>
<p>(受給方法)</p> <p>第4条 ごみ処理券の支給方法については、次のとおりとする。</p>	<p>(受給方法)</p> <p>第4条 ごみ処理券の支給方法については、次のとおりとする。</p>

改正後

(1) 前条第2項第1号に規定するごみ処理券は、市が実施する乳児家庭全戸訪問時に支給する。ただし、やむを得ない事由により乳児家庭全戸訪問時に受け取れない場合は、別表に定める施設（以下「支給施設」という。）において支給する。

(2)・(3) (略)

改正前

(1) 前条第2項第1号に規定するごみ処理券は、市が実施する乳児家庭全戸訪問時に支給する。ただし、やむを得ない事由により乳児家庭全戸訪問時に受け取れない場合は、別表2に定める施設（以下「支給施設」という。）において支給する。

(2)・(3) (略)

別表1（第3条関係）

保育施設名
下呂市立みなみこども園
下呂市立きたこども園
下呂市立おさかこども園
下呂市立わかばこども園
下呂市立たけはらこども園
下呂市立かなやまこども園
下呂市みやだ子育て・保育ステーション
下呂市かみはら子育て・保育ステーション
下呂市なかはら子育て・保育ステーション
下呂市わかあゆ子育て・保育ステーション
事業所内保育事業を行う事業所

別表（第4条関係）

支給施設名
下呂市小坂子育て支援センター
下呂市萩原北子育て支援センター
下呂市萩原子育て支援センター

別表2（第4条関係）

支給施設名
下呂市小坂子育て支援センター
下呂市宮田子育て支援センター
下呂市萩原北子育て支援センター
下呂市萩原子育て支援センター

改正後		改正前	
			下呂市馬瀬子育て支援センター
	下呂市下呂子育て支援センター		下呂市下呂子育て支援センター
	下呂市立たけはらこども園		下呂市立たけはらこども園
	下呂市立竹原子育て支援センター		
	下呂市上原子育て支援センター		下呂市上原子育て支援センター
	下呂市金山子育て支援センター		下呂市金山子育て支援センター

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

